IV 施策の主な取り組み

1 ひとの健康づくり

(1) 医療体制の充実

ア 浅間総合病院の充実

- ・1次医療から2.5次医療を担う地域中核病院にふさわしい、緊急・専門的手術対応可能な手術室の整備など、病院施設の充実を図ります。
- ・新しい医療体制を支える医師等の有能なスタッフ確保を図ります。
- ・周産期医療・小児科医療の更なる充実を図り、子どもに対する保健活動や子 育て支援との連携を図ります。
- ・在宅療養者の増加に対応して、医療と介護、福祉の連携を図り、在宅支援を 充実させます。

イ JA長野厚生連佐久総合病院の再構築の支援

・紹介型病院であり地域医療支援病院である「佐久総合病院 佐久医療センター」と、佐久総合病院の本院であり、地域に密着した市民の病院として医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する「佐久総合病院」について、機能を地域に示しながら再構築を支援します。

ウ 夜間・休日医療体制の充実

- ・「佐久地域平日夜間急病診療センター」、「佐久地域休日小児科急病診療センター」、「在宅当番医制」、「休日救急歯科診療所」を引き続き開設します。
- ・医療ニーズ、疾患等に着目して、必要な医療体制の更なる充実を図ります。
- エ 無医地区における医療サービスの提供
 - ・無医地区等において医療保健サービスを提供する出張診療所を引き続き設置 します。

オ 病病連携及び病診連携等の推進

- ・地域医療機関の機能分担と相互連携を推進します。
- ・症状等に応じた医療機関へのかかり方について、明確化して市民に周知します。
- ・保健、医療、介護の各段階の連携の更なる充実を図ります。

カ 医療情報の共有

病病連携及び病診連携を推進することに合わせ、情報通信技術を用いた医療

情報等の共有方法を検討します。

- キ 行政と医師会等との連携の充実
 - ・地域の医療体制の確保のために、医師会・歯科医師会と行政との協力関係を より一層深め、地域医療体制のさらなる充実に取り組みます。

(2) 保健からのアプローチ

- ア 保健活動の評価と地域診断の実施
 - ・これまでの保健活動に関する評価システムを確立し、課題に対応して見直し ます。
 - ・健診データやレセプト分析、高齢者アンケート等により多角的に市民の動向 を把握して、地区診断を実施します。
- イ 新しい視点での保健活動の展開
 - ・保健活動評価結果と地域診断結果に基づいて、課題に適切に対応する先駆的 な施策や事業を創出して展開します。
 - ・生活習慣病予防、ウォーキングを中心にした運動及びぴんころ食などの望ま しい食生活への改善と普及など、保健活動の評価に基づいて事業の見直しを 実施します。
 - ・地域と一体となった保健予防活動を実施し、地域の自主的な活動を促進します。
 - ・市民ニーズに合った健康講演会や健康相談事業の内容を充実し、市民の健康 づくりに対する意識の高揚を促します。
- ウ こころの健康づくりの推進
 - ・思春期相談、こころの相談窓口など、各種相談窓口の充実に努めます。
 - ・精神保健知識の普及や啓発により、正しい知識の普及と偏見のない地域づく りを目指します。
 - ・関係機関との連携強化を図り、ネットワークを構築することによって、地域 ぐるみでお互いのこころの健康に配慮しながら支え合う体制を整備します。
 - ・障がいがあっても地域で安心して生活できるよう、継続的に支援します。
 - ・自殺防止のための啓発活動や相談体制の充実を図ります。
 - ・悩んでいる人の自殺のサインに気づき、声をかけたり専門機関へつなぐなど の役割を持つゲートキーパーの養成を推進し、市民へ周知を図ります。

エ 母子保健の充実

- ・健やかな成長のため、全ての乳幼児が健康診査を受けられるよう、父母への 啓発を推進します。
- ・出産・育児支援事業の推進や乳幼児健診等の充実を図り、育児不安等の軽減を推進します。
- ・適切な母子保健サービスが提供できるよう、スタッフのスキル向上と専門性 強化に努めます。
- ・各種分野や団体等との連携を強化します。
- ・不妊治療の助成を通じ、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進します。

オ 健診及びがん検診受診率の向上

- ・誕生月健診、地域集団検診、各種がん検診などの充実を図ります。
- ・健診及びがん検診等に関する健康教育や広報活動を一層充実させ、受診率の 向上に努めます。

カ 口腔ケアの推進

- ・歯や口腔の健康づくりとむし歯や歯周病などの予防のため、相談事業や教 室の充実により周知を図ります。
- ・3歳児のむし歯保有率が県内平均値より高いため、乳幼児や学童期の歯磨きの正しい知識の普及など、家庭や学校等と連携して啓発に努めます。
- ・口腔歯科保健センターを中心に、乳幼児から高齢者まで全市民の口腔ケアを 推進します。

キ 予防接種事業の充実

- ・予防接種の必要性や効果等の啓発を図り、計画的な接種の勧奨に努めます。
- ・子宮頸がんワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種、インフルエンザ菌 b型 (Hib) ワクチン接種など、国が推奨するワクチン接種の助成に先駆的に取り組みます。
- ・国や県と連携して、HIVやインフルエンザ等の感染症予防の正しい知識の 普及や啓発を図ります。
- ・感染症の感染傾向の把握や予防接種の効果的実施など、情報収集と流行防止に努めます。

ク 介護予防の充実

・高齢者全員から二次予防事業対象者を把握し、該当者に対して介護予防事業

を展開します。

- ・各機関との連携強化により、介護予防や生活相談の充実を図ります。
- ・高齢者の生きがい事業を推進するとともに、地域ぐるみで支える仕組みの構築に努めます。
- ・健康長寿体操の推進、高齢者筋力向上トレーニング、介護予防指導などにより、介護予防を支援します。
- ・認知症予防相談や啓発事業により、多くの市民の認知症に対する理解を図ります。
- ・地域で認知症の高齢者を見守り、支えていくため、認知症サポーター養成事業により人材を育成します。

(3) 食育と地産地消の推進

ア 食育の推進

- ・食育推進計画に基づき、地域ぐるみで食を大切にする心を育み、食育の推進 を図ります。
- 各機関との連携強化を図り、地域の人材育成を進めます。
- ・地元食材を利用したメニューのPRと料理講習会を開催します。
- ・地元食材による新しい味や健康食の開発と普及に努めます。
- イ 保育所や学校給食による食育と地産地消の推進
 - ・保育所や学校給食での、地場産品の活用について、引き続き積極的に取り組 みます。
 - ・小中学校における、農業体験学習などの充実を図ります。
 - ・保護者と協力し、子どもの食育の取り組みを進めます。
 - ・栄養教諭等による児童・生徒への食育を推進します。
- ウ 各団体等と連携した地産地消の推進
 - ・地産地消フェアの開催など、農業団体と連携した取り組みの充実を図ります。
 - ・地産地消サポーターによる応援体制づくりや地産地消推進の店の認定拡大により支援します。
 - ・農産物直売所間のネットワークづくりなど、農産物直売所の活動を支援します。

・新商品開発や新事業展開への支援など、農商工の連携や6次産業化により、 地産地消を推進します。

(4) 子どもの体力向上と運動習慣の定着

- ア 体力向上に向けた取り組みの実践
 - ・子どもの体力向上を図るため、学校、家庭、地域でそれぞれの取り組みを、 実践活動を通して進めます。
- イ 運動習慣の定着
 - ・幼児期から学童期にかけて運動習慣が定着するよう、保育所・学校等で運動 に親しむ取り組みを進めるとともに、家庭、地域における取り組みを支援し ます。
 - ・身体を動かす教育活動の充実に努め、豊かな感性や心身の健全な発達を図ります。

(5) 禁煙の推進

- ア 禁煙のための教育や啓発等の推進
 - ・たばこが健康に及ぼす影響等に関する知識や情報の提供を一層充実します。
 - ・家庭や学校、地域と連携し、未成年(特に小中学生)を対象とした禁煙教育を推進します。
- イ 喫煙者の禁煙トレーニングの推進
 - ・禁煙外来への助成の検討など、喫煙者の禁煙の支援と取り組み体制を充実します。
- ウ 禁煙条例(仮称)等制定の検討
 - ・公共的な場所での禁煙、また分煙について、引き続き徹底を促進します。
 - ・公共的な場所での喫煙を規制する禁煙条例(仮称)等の制定を検討します。

(6) 市民自身の学習と啓発

- ア 市民の学びの場の提供
 - ・健康づくり佐久市民のつどい、からだスッキリ教室、生涯学習や公民館活動

など、実践や体験を通じて健康づくりを学べる場を提供します。

- ・ぴんころ運動推進事業を通じて、生活習慣病予防について学ぶ機会を市民に 提供します。
- ・健康に関する地域の団体をとおした講演会や人材育成を引き続き実施し、健 康づくりを学べる場を提供します。

イ 地域医療環境づくりのための住民理解の促進

- ・広報等による市内医療機関の紹介や、住民と医療機関との話し合いの場の提供などの取り組みにより、地域医療に対する住民理解を促進します。
- ・症状等に応じた医療機関のかかり方について、市民への周知によって理解を 促進し、良好な地域医療環境を構築します。

ウ 市民の「知る権利」の保護

・市民が知っておくべき知識、知りたい情報について、情報提供の充実と情報 への接続しやすさの向上を図り、市民の「知る権利」を保護します。

エ 地域の保健組織の育成

- ・保健補導員を育成し、地域の自主活動を活発にするよう支援しながら市民の 健康に対する意識を高めます。
- ・保健補導員の任期終了後も、地域において健康意識を高める活動が継続できるよう支援します。
- ・保健補導員会や食生活改善推進協議会など地域の団体を支援し、地域の人々が支え合いながら、自ら行う楽しい健康増進事業を促進します。

2 まちの健康づくり

(1) 子育てや介護等のサービスの充実

ア 子育ての支援や施設整備

- ・地域の自然や文化などを体験する活動を中心とした幼児教育活動を推進します。
- ・子育てサロンやつどいの広場など子育て期の親子の交流・相談の場を提供 し、育児不安の解消などの子育て支援の充実を図ります。
- ・ながの子育て家庭優待パスポート事業など、子育て世帯への経済的支援を推進します。

- ・子育てネットワークを充実させ、地域、家庭及び幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化を図ります。
- ・乳児保育、休日保育や病児・病後児保育など、市民のニーズに応じた保育内 容の充実に努めます。
- ・保育所等の整備などにより、仕事と子育ての両立を支援します。

イ 介護サービス等の充実と施設整備

- ・ 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、介護予防、疾病予防、生活支援 対策など、地域支援事業を推進します。
- ・佐久市介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実や介護者支援のため の環境整備に努めます。
- ・地域密着型の施設や民間活力による介護施設の整備を促進します。

ウ 障がい者の自立支援

- ・障がい福祉サービス、相談・自立支援体制、就労施策などを充実させ、障が い者の自立と社会参加を促進します。
- ・圏域の市町村と連携し、佐久障害者相談支援センターの支援体制を強化します。
- ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、バリアフリー等による環境整備を 促進します。
- ・利用者のニーズに合った施設の計画的整備と運営をします。

エ 療育を必要とする児童への支援

- ・相談窓口やサービス実施機関との連携により、療育を必要とする児童に対し、 円滑な支援を行えるための体制の充実に努めます。
- ・発達障がいのある子どもについて、早期発見、早期支援など、きめ細やかな 対応を図り、関係機関と連携して、相談や支援体制を充実します。

(2) 運動施設の整備やスポーツ機会の確保

ア 運動施設の整備

- ・総合運動公園の整備、総合体育館の耐震改修、誰もが気軽に運動できる施設 (ランニングコース等)の整備など、運動施設の整備を進めます。
- イ 温水利用型健康運動施設の整備
 - ・温水利用型健康運動施設を整備し、森林セラピーと有機的に連携した健康づ

くりプログラムを提供することにより、市民の健康増進を図ります。

- ウ スポーツ等の機会の提供
 - ・生涯スポーツ運動を展開し、スポーツを通じたまちづくり、コミュニティづくりを促進します。
 - ・スポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の実施など、市民がスポーツに親しむ機会の提供を推進します。

(3) 安全で快適な都市空間の整備

- ア 都市基盤整備による都市空間の創出
 - ・都市計画に基づき、都市基盤整備を進め、安全で快適な都市空間の創出を図ります。
 - ・市民との協働によるアダプトシステムの活用を進め、市民に愛される都市基 盤となるよう促進します。
 - ・住民協定など市民主体の活動を促進し、質の高い居住空間の形成を図ります。
- イ バリアフリーや環境に配慮したまちづくり
 - ・ユニバーサルデザインの普及や歩道の段差解消など、高齢者や障がい者をは じめとする全ての市民にやさしいまちづくりを進めます。
 - ・新たな環境と省エネルギー施策に配慮したまちづくりのため、新たな環境・ エネルギー施策体系の構築を検討します。
 - 省エネルギーや環境負荷の軽減の取り組みを促進します。
 - ・太陽光発電システムの設置や森林バイオマスの利活用など、新エネルギー利 用の研究と実践を促進します。
- ウ 日常の買い物ができるまちづくり
 - ・魅力的な商店街の形成や活性化、起業家や後継者の育成等に対する支援、市 民のニーズに対応したきめ細かなサービス提供の促進など、魅力ある商店街 の形成により、誰もが日常的に生鮮食料品や日常生活用品の買い物ができる ようなまちづくりを支援します。
 - ・市民の地域での生活を守り、買い物弱者等に対して商店街等が行う、きめ細 かなサービスへの支援に努めます。
- エ 安全で安心に暮らせるまちづくり
 - ・かけがえのない地下水や湧水などの水資源を守るため、新たなルール作りと

市民への啓発を進めます。

- ・空間放射線量と、土壌・水などの放射線濃度の測定や、関係機関との連携による情報収集により、市民の生活に必要な放射線に関する情報を速やかに提供します。
- ・地域ぐるみの防犯体制の構築や交通安全意識の啓発に努めます。
- ・関係機関や市民との連携により、地域ぐるみで交通安全を推進します。
- ・食に関する情報をはじめ、消費生活に関する情報を正確で早期な情報提供に 努めるとともに、正しい情報を選択し判断できる知識の普及を図ります。
- ・各種トラブル、問題などに対応する相談窓口の充実と体制の確立を図ります。

オ 誰もが救命救急できるまちづくり

- ・自動体外式除細動器 (AED) が未設置の公共施設へ、自動体外式除細動器 (AED) の設置を進めます。
- ・自動体外式除細動器 (AED) の設置施設や使用方法等について、周知と啓 発に努めます。
- ・救命救急や応急手当などの知識と技術の普及により、市民自身によって市民 を守るまちづくりを進めます。
- ・誰もが救命救急をできるよう、救命救急講習の機会の充実を図ります。

カ 災害や事故に備えたまちづくり

- ・地域ごとの特性を考慮した防災対策を推進し、地域防災の強いまちづくりを 進めます。
- ・友好都市や他市町村等との連携による災害対応などにより、防災機能の強化 を図ります。

(4) 花や緑・河川等の保全

ア 街並み緑化等の推進

- ・都市計画道路の整備に併せた街路樹植栽や、地域住民による道路沿いの花の 植栽活動への支援などにより、街並み緑化を推進します。
- ・市民のニーズに合った公園整備とアダプトシステムにより住民参加を促進し、 公園の魅力や利用満足度を高め、公園の利用促進を図ります。
- ・地域住民との協働による管理によって、潤いのある水辺空間の整備を図ります。

・豊かな緑あふれるまちづくりを行うため、市民の活動を促進し、緑化意識の 向上を図ります。

イ 豊かな環境の活用と整備

- ・森林の癒し空間を市民や観光客に快適な状態で提供できるよう、森林セラピーロードの環境整備を進めます。
- ・森林セラピーの普及のために、様々なメディアを活用した広報活動を推進し ます。
- ・地域ごとの景観育成基準により、佐久らしい景観形成を推進します。

ウ 環境美化の推進

- ・家庭から排出される生ゴミの堆肥化を推進するなど、ごみの減量・再資源化 対策に取り組みます。
- ・佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例に基づき、巡視活動等を実施し、地域の環境美化を促進します。
- ・街頭キャンペーンの実施などの啓発活動により、市民と一体となって不法投 棄対策の徹底を目指します。
- ・子どものころからの環境教育や意識啓発を推進します。

(5) 交通ネットワークの形成

ア 高速交通ネットワークの拡充

- ・中部横断自動車道の整備促進、長野新幹線の金沢延伸等により、高速交通ネットワークの構築を図ります。
- ・松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を促進します。

イ 地域交通ネットワークの構築

- ・ 高齢者や子どもなどの交通弱者の視点に立った地域交通ネットワークを構築 します。
- ・地域公共交通に対する市民のニーズや効果、効率性を踏まえ、必要に応じて 地域公共交通体系を見直し、利便性の向上を図ります。
- ・地域内公共交通と鉄道、幹線バス路線との接続性向上により、利便性の向上を図ります。

(6)教育の充実と学習の場や機会の確保

ア 教育の充実と施設整備

- ・体験学習や芸術鑑賞など教育の充実を図るとともに、計画的な学校施設整備 を進め、子どもが健やかに育つ教育環境を創ります。
- ・多様な専門教育機会の拡充のため、地域の特色や資源を生かした高等教育機関の育成や誘致に引き続き努めます。

イ 生涯学習・文化活動の拡充

- ・生涯学習センター、公民館や図書館など、生涯学習活動の拠点となる施設の 充実を図るとともに、魅力ある講座や講演会の開催など学習機会の拡充に努 めます。
- ・学習グループ間の連携の促進、指導者の確保と育成を図り、生涯学習活動の 活発化に努めます。
- ・文化に関する自主的な活動を促進し、文化振興を図るための環境整備に努めます。

(7) 働く機会の確保・創出と安心して働ける環境づくり

ア 働く機会の確保と創出

- ・就業情報の収集、提供と相談体制の充実を図ります。
- ・企業誘致やインターンシップ事業の推進などにより雇用機会の創出を図ります。
- ・関係機関と連携を図り、高齢者や障がい者などの雇用の促進を図ります。
- ・高度な技術、技能を備えた人材を育成します。

イ 安心して働ける環境づくり

- ・企業と連携して、仕事と育児を両立できる労働環境の改善を促進します。
- ・仕事と家庭生活の両立支援パンフレットの配布など、意識啓発の拡充に努めます。
- ・男女が共に働きやすい環境を整備するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など関係法制度の周知、啓発を推進します。
- ・勤労者の福祉向上を図るため、勤労者互助会への加入を促進します。
- ・市民のニーズに応じた勤労者福祉のあり方について検討します。

3 きずなの健康づくり

(1) ソーシャルキャピタルへの積極的な関与

ア 公民館活動の充実

- ・地域の連帯と交流を深めるため、地域公民館活動の充実を図ります。
- ・地域やグループの活動の支援と、活動のための各種のコーディネート機能の 充実に努めます。

イ 生きがいづくりの推進

・高齢者大学の開設、創年セミナーの開催、公民館の各種教室や講座の開催、 老人クラブ活動への助成など、生きがい対策を推進します。

(2) 市民同士のネットワークづくり

ア 市民活動の支援

- ・社会福祉協議会やNPOなどと連携し、ボランティア組織の充実と活動を促進します。
- ・ 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し相談し合えるネットワークの構築に努めます。
- ・市民による、市民のための活動拠点として市民活動サポートセンターを設置 するとともに、運営体制の確立を図ります。
- ・市民活動を行う個人や団体を有機的につなぐため、市民活動ネットワークの 構築を図ります。
- ・協働のまちづくりを推進するため、NPO等の市民団体が行うまちづくりを 支援します。

イ コミュニティの育成

- ・地域自治組織の運営をサポートし、体制づくりの支援により、魅力あるコミュニティづくりを推進します。
- ・コミュニティとの協力・連携の強化と、コミュニティ間の情報交換を促進して、地域活動の充実に努めます。
- ・コミュニティの育成と関係機関や団体との連携強化を図り、地域ネットワークの充実を図ります。

(3) 佐久市への定住の促進と交流の推進

ア 定住の促進

- ・佐久市の魅力や交流情報を集約し、内外に向け積極的に情報発信を行います。
- ・市内の空き家情報に関する情報発信や外国人定住者への通訳・相談による定 住支援など、佐久市への移住・定住を促進します。
- ・定住希望者のニーズを把握し、ニーズにマッチした情報提供や施策展開に努めます。
- ・ I ターンやUターン、退職者など就農による定住を促進するための受け入れ 体制の充実を図ります。

イ 田舎暮らし交流体験等の充実

- ・地元農家の協力による田んぼオーナーやりんごオーナー制度、デザインコンペにより改修した古民家を活用した交流事業の実施(はーと おぶ じゃぱんプロジェクト)などにより、田舎暮らし交流体験の機会を提供します。
- ・運動施設の活用による合宿やスポーツ大会の実施などにより、中長期的な期間滞在するスポーツ交流の機会を提供します。
- ・森林を健康づくり、教育、環境、レクリエーションの拠点として、一層の活 用を図ります。

ウ 「イヤシロチ佐久型健康のまちづくり」の支援

・「イヤシロチ」(生物すべての癒しの地)としての素地を生かした健康のまちづくりやビジネス開発を、関係団体、市民団体と協働で支援します。

(4)他の都市に住む人との交流の推進

ア 友好都市等との交流の推進

- ・姉妹都市、友好都市住民を対象とした宿泊割引や、相互訪問ツアーの実施など、友好都市等との交流を深めます。
- ・市民主体による交流の促進のため、交流団体の育成や活動等を支援します。

イ 国際交流の推進

・国際交流フェスティバルの開催や、海外姉妹・友好都市との交流などにより、 国際性豊かな人材育成に努めます。

4 広がる健康づくり

(1)世界最高健康都市への活動の検証に基づいた情報発信

ア 世界最高健康都市に向けた活動の達成状況と成果の把握

- ・世界でも類を見ない健康都市づくりを実現するために実施された活動や取り 組みについて、その内容や達成状況の把握に努めます。
- ・把握した内容や達成状況により、成果や効果の検証を進めます。
- イ 検証結果の分析と積極的な公表
 - ・成果や効果について、社会状況等も踏まえ、専門的な立場での分析や評価に 取り組みます。
 - ・分析や評価について、実践に基づく世界最高健康都市に向けた検証結果として、積極的な情報発信に努めます。

(2) 佐久市の世界最高健康都市の体験受入れ

ア 世界最高健康都市に向けた活動とツーリズムの連携

- ・世界でも類を見ない健康都市づくりを実現するための活動を紹介し、保養や 癒し、様々な体験をパックにするなど、ツーリズムとの連携を促進します。
- ・環境、健康を活用した体験型・着地型観光を推進します。
- イ 視察の受入れ
 - ・佐久市で行っている様々な活動を紹介し、他自治体、住民団体等からの視察 を積極的に受け入れます。

(3) 他の健康都市との交流の促進

ア 他の健康都市との交流機会の創出

- ・健康をキーワードとして都市づくりを進める他の健康都市との交流の機会を もち、情報交換・意見交換を行います。
- イ 世界最高健康都市シンポジウムの開催
 - ・世界でも類を見ない健康都市づくりを各地に情報発信し、世界最高健康都市 シンポジウムの開催を検討します。
- ウ 国際会議等の招致
 - ・医療・保健などをテーマとした国際会議や全国会議の招致に努めます。

(4) 医療関係者や保健関係者との交流の推進

- ア 佐久圏域における交流の推進
 - ・佐久圏域の医療関係者や保健関係者が集い、佐久圏域の医療体制について意 見交換を進めるとともに、関係者の連携強化を推進します。
- イ 国内外における交流の推進支援
 - ・医療関係者や保健関係者が国内外において交流を深められるよう支援します。

(5) 医療と産業との連携の促進と企業誘致

- ア 医療と産業の連携促進
 - ・医療関係者と産業関係者との交流機会の提供等により医療と産業の連携を促進し、新技術・新製品の開発や新産業の創出を促進します。
- イ 医療・健康産業の誘致促進
 - ・医療・健康に関する産業の誘致を促進して集積に努めます。
 - ・佐久市の優れた立地条件などを広く発信し、企業立地に努めます。
 - ・企業等の立地を促進する新たな制度を検討するとともに、用地取得や設備投 資に対する助成の拡充に努めます。
- ウ 佐久メディカルバレーの構築
 - ・新技術の開発や新産業の創出、医療や健康産業の集積等により、佐久地域に 世界最高健康都市の拠点であるメディカルバレーを構築します。
 - ・企業と関係機関や大学などの連携を促進し、技術開発、生産基盤の強化を図ります。
 - ・異業種グループの活動を支援し、新製品開発などの開発、技術交流を促進します。

(6) 世界最高健康都市を生かした商品等の開発や販売の促進

- ア 活動を生かした新商品等の開発
 - ・世界でも類を見ない健康都市づくりの活動を生かした新商品やブランド等の 開発を促進し、販路確立に向けた積極的な PR 等を支援します。